

東日本大震災からの復興に向けた税制上の対応 (検討状況) (国税)

東日本大震災に係る国税における税制上の緊急対応として第1弾の措置を講じているところであるが、その後の復旧・復興の状況等を踏まえ、さらに以下の措置を検討中。今後、「復興の基本方針」等の復興に関する議論を踏まえ、必要に応じ、追加的な措置についても検討しつつ、これらの措置の具体化を速やかに進める。

【所得税】

1. 被災地域の土地再編事業等に係る土地譲渡益課税の特例

東日本大震災復興構想会議の提言に基づく、まちづくり等に関する議論を踏まえ、土地再編事業に係る土地譲渡益課税のあり方について検討する。

2. 住宅の再取得等に係る所得税の住宅ローン控除の特例

大震災により自己の居住の用に供していた自己所有の家屋が滅失等をして、居住の用に供することができなくなった被災者が、住宅の再取得等をした場合の住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率を引き上げる方向で検討する。

3. 被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例

居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、特例の適用を受けるための譲渡期限（現行：3年）の要件を緩和する方向で検討する。

4. 居住用財産等の買換え特例等の買換え資産の取得期間の延長の特例

居住用財産及び特定の事業用資産の買換えの特例等について、東日本大震災のため、その買換え資産等をその取得すべき期間内に取得することが困難となった場合には、特例の適用を受けるための取得期間（現行：原則1年）を緩和する方向で検討する。

5. 雑損控除等に係る災害関連支出の対象期間の延長の特例

大震災により住宅、家財等や事業用資産に損失が生じた場合について、雑損控除及び雑損失又は被災事業用資産の損失の繰越控除の特例の対象となる「災害関連支出」の期間（現行：1年）を緩和する方向で検討する。

・
・

【法人税】

1. 復興特別区域に係る税制上の特例措置

復興特別区域に関しては、制度の枠組みやその対象となる具体的な施策の内容の検討を踏まえ、必要な税制措置のあり方について検討する。

2. 被災地域の土地再編事業等に係る土地譲渡益課税の特例（再掲）

3. 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却

復興に関する議論を踏まえつつ、一定の区域内で取得等された一定の要件を満たす賃貸住宅について、割増償却を認める措置を検討する。

4. **被災代替資産等の特別償却の対象への二輪車等の追加**
被災代替資産等の特別償却の対象に、二輪車等を追加する方向で検討する。
- ・
- ・

【資産税】

1. **事業承継税制（相続税・贈与税）における事業継続要件の緩和**
事業承継税制（非上場株式等に係る納税猶予の特例）に係る認定会社等について、大震災による事業資産の被害が大きい場合等には、雇用確保等の要件を緩和する方向で検討する。
2. **被災者が取得する住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の特例**
住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を適用して取得した住宅が大震災により滅失等した者が、新たな住宅を取得する際に、再度、住宅取得等資金の贈与を受ける場合には、本措置の再適用を可能とする方向で検討する。
3. **原発警戒区域内に存する建物の代替建物を取得した場合の登録免許税の特例**
原発警戒区域内に存する建物の代替建物を新築又は取得する場合及びその敷地の用に供する土地を取得する場合に、当該代替建物及び土地に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税を免税とする方向で検討する。
4. **被災した農地の代替農地を取得した場合の登録免許税の特例**
大震災により被災した農地の代替農地を取得する場合において、当該代替農地に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税を減免する方向で検討する。
5. **被災した会社の本店の移転の登記等に係る登録免許税の特例**
大震災により本店等が被災した会社が当該本店等を移転する場合の本店の移転の登記等に対する登録免許税を減免する方向で検討する。
6. **相続税の延納・物納の申請に係る準備期間等の特例**
延納・物納の申請に係る準備期間等（最長1年）について、国税通則法の規定による申告期限等の延長期間を加算する等の措置を講ずる方向で検討する。
- ・
- ・

【消費課税】

1. **被災二輪車等に係る自動車重量税の特例還付**
被災により滅失、解体、用途を廃止した二輪車等について、納付済み自動車重量税の一部を還付する方向で検討する。
2. **被災者の買換え二輪車等に係る自動車重量税の免税措置**
被災により二輪車等を滅失、解体、用途廃止した使用者が新たに二輪車等を買換える場合、新規車検等の際の自動車重量税を免除する方向で検討する。
3. **特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の特例措置の拡充**
印紙税が非課税とされている地方公共団体や預託貸付機関が行う特別貸付けの要件を緩和するとともに、地方公共団体から金銭の貸付けを受けた者が被災中小事業者や被災農林漁業者に対して行う金銭の貸付け等に係る消費貸借契約書に係る印紙税を非課税とする方向で検討する。

4. 被災金融機関との約定に基づき、大震災により滅失等した消費貸借に関する契約書等に代わるものとして作成する文書の印紙税の特例

大震災により被害を受けた金融機関との約定に基づき、津波等によって滅失等した消費貸借契約書等に代わるものとして作成する新たな消費貸借契約書等に係る印紙税を非課税とする方向で検討する。

5. 原発警戒区域内に存する建物の代替建物の取得に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の特例

原発警戒区域内に存する建物の代替建物を新築又は取得する場合及びその敷地の用に供する土地を取得する場合に、当該建物を所有する者が作成する不動産の譲渡に関する契約書又は建設工事の請負に関する契約書に係る印紙税を非課税とする方向で検討する。

6. 被災した農地の譲渡又は代替農地の取得に係る不動産の譲渡に関する契約書の印紙税の特例

大震災により被災した農地を譲渡する場合又は当該農地の代替農地を取得する場合において、被災者等が作成する不動産の譲渡に関する契約書に係る印紙税を非課税とする方向で検討する。

7. 被災した船舶・航空機の代替船舶・代替航空機の取得又は建造に係る船舶又は航空機の譲渡に関する契約書等の印紙税の特例

大震災により滅失又は損壊した船舶・航空機に代わる船舶・航空機を取得又は建造する場合において、被災者等が作成する船舶又は航空機の譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書に係る印紙税を非課税とする方向で検討する。

・
・

(注) これらの項目については、原則として、所得税・法人税については、平成23年分・平成23開始事業年度分から適用する方向で検討する。また、登録免許税や印紙税等については、3月11日以降に納付済みとなった分についても特例的に遡及還付できるよう法的手当てを講ずる方向で検討する。